

1 自然災害における女性支援の取り組み ～能登半島地震の女性支援ネットワークと協働した 大船渡市大規模林野火災における女性支援活動～

元岩手県立大学看護学部 教授 福島裕子
岩手県立大学看護学部 教授 アンガホッフア司寿子、准教授 谷地和加子、金谷享子、講師 佐藤恵

該当する
原則

原則 9：持続可能性を推進する

1. 活動の背景

自然災害の急性期、被災地の人々は避難所生活をせざるを得ない状況となる。大規模な災害であればあるほど、日常とは異なる避難所生活は長引いていく。災害は平穏な日々を瞬時に奪い去り、健康問題や社会問題など様々な影響を及ぼす。特に女性には、災害時に特有のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康）の問題が起こる。それは、女性には、産む・産まないにかかわらず妊娠・出産するための身体構造とメカニズムが備わっているからである。避難所生活で清潔保持が困難となることやトイレの使用を控えてしまうことによる身体的健康問題はもちろん、災害による大きな心理的ストレス、その後の長期間の避難所生活のストレスや寒さ・暑さが、女性のホルモンバランスが崩れ月経困難や不順も出現する。さらにジェンダーバイアスによる固定的な役割分業や、災害後に増える性暴力被害のリスクにもさらされる。

岩手県立大学看護学部母性看護学・助産学分野の教員5名は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、「災害時女性支援プロジェクト」および「能登半島地震性暴力女性被害者支援プロジェクトチーム」に参画し、女性支援の後方支援活動や性暴力被害者への緊急避妊ピルデリバリーシステム構築などの活動を継続して行った。令和7年2月に大船渡市において発生した大規模森林火災では、この能登半島地震時の支援ネットワークと協働し、被災地の女性たちへの健康支援のチラシ作成や女性専用支援グッズの配布、性暴力被害者支援の緊急避妊ピルデリバリーシステムも構築したので報告する。

2. 活動の経過

(1) 女性の健康支援のチラシの作成

令和7年2月26日（水）に大船渡市において大規模な

林野火災が発生した。2月28日（金）に能登半島地震時の女性支援プロジェクトチームと相談し、大船渡林野火災災害も能登半島と同じ支援を実施することを決定した。まず最初に、女性の健康支援のチラシ「避難所で生活なされる女性の皆様が健康に過ごすために工夫できること」の大船渡林野火災避難所版を作成した。チラシには、膀胱炎の予防やプライベートゾーンの清潔保持のための具体的なアドバイスのほか、月経痛や月経不順、尿漏れへの対応策を入れたほか、性暴力被害予防のための留意点も盛り込んだ（写真1）。



写真1 女性の健康支援のチラシの表。裏には尿失禁への対応のほか、性暴力被害予防のための留意点などが書かれている。

(2) 女性用支援グッズの準備と配布

3月3日（月）に「災害時女性支援プロジェクト」から、能登半島地震の際に配布した女性用支援グッズが届いた。手作りの巾着袋の中に、温かいスパッツや清浄綿、月経ナプキンパンティーライナーなど女性に必要な日用品や、犯罪防止のための防犯ブザーも入ったグッズである。能登半島地震時も寒い時期であったため、まさに今回もそのまま役に立つ女性支援のグッズであった。この巾着の中に女性の健康支援のチラシを同封し（写真2）、3月5日（水）に、県内助産師と連携して、大船渡市のNPO法人などの子育て支援施設や団体に届けた。この時は避難所への直接配布はできなかったため、子育て支援施設を利用する女性たちやその関係者にグッズやチラ

シが届くようにした。



写真2 女性支援グッズの準備の様子。巾着の中身を確認し、健康支援のチラシを入れて、配布の準備をしている。

(3) 性暴力被害が発生した時のための 緊急避妊ピルデリバリー体制の整備

3月3日（月）に「能登半島地震性暴力女性被害者支援プロジェクトチーム」のメンバーである石川県の医師より連絡があった。能登半島地震では、万が一性暴力被害が起こった場合、速やかに緊急避妊ピル（写真3）をデリバリーにて届けて内服できること、その後の継続した支援につなげることを目的に、このプロジェクトで緊急避妊ピルデリバリーシステムを立ち上げていた。そのシステムを大船渡林野火災でも活用しましょう、という申し出であった。



写真3 能登半島プロジェクトチームで準備した緊急避妊ピル

早速、大船渡林野火災版の「支援者対応マニュアル」や緊急避妊ピルのデリバリーができることを呼びかけるチラシ（写真4）をチームメンバーと協力して作成した。



写真4 緊急避妊ピルのデリバリーについて周知するチラシ

この体制は、「大船渡林野火災女性性暴力被害者支援プロジェクトチーム」と名称を付け、性暴力被害者がいた場合は、岩手県の医師ではなく石川県の医師と連携して処方し、届ける体制とした。この件は岩手県医師会や産婦人科医会、大船渡病院産婦人科医にも伝え、緊急措置の体制として承諾を得てスタートさせた。

3月25日（火）に、福島裕子と佐藤恵とプロジェクトチームメンバーで大船渡市を訪れ、大船渡市長や市議会

議長、副議長、岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部、岩手県教育委員会事務局沿岸南部教育事務所、大船渡市社会福祉協議会などを訪問して、緊急避妊ピルデリバリーシステムを整えていることについて情報提供し、チラシやカードの配布についても協力を得ることができた。このようにして、もしも性暴力被害者が発生した場合の緊急避妊ピルデリバリー体制とその後の支援体制につなげる環境を整えることができた。

同日、市内の避難所も訪問し、女性の健康支援のためのチラシを同封した女性支援グッズ、および、緊急避妊ピルのデリバリーを呼び掛けるチラシやカードも配布することができた。ある避難所では、家族ごとあるいは個人ごとにテントがあり、プライバシーが確保されている状況であり、市民に配慮された避難所であった（写真5）。



写真5 避難所の訪問時の様子

(4) 今後の活動

令和7年2月26日（水）に発生した大船渡大規模林野火災では、すべての避難所が閉じたのは5月末で、4,000人以上の方々が避難生活を送ったという（大船渡市HPより）。1年以上経過した現在、幸いにも性暴力被害による緊急避妊ピルのデリバリー発動はなかった。

今回の林野火災における女性支援活動は、東日本大震災時の女性支援活動の経験と、前年度の能登半島地震の女性支援ネットワークと連携した活動をしていたからこそ、災害発生時にスピーディーに実施することができたといえる。また、日常からの県内の女性支援団体や行政、助産師専門職や医師とのつながりもあったからこそその支援活動でもあった。

国際的な人道支援のガイドライン「スフィア基準」では、ジェンダーを考慮した支援の重要性が明記されている。日本でも令和2年に内閣府男女共同参画局から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示された。自然災害はいつ起こるか予測できない。平常時から女性の視点からの災害対応を検討することで、災害時の女性特有の問題を防ぐことができる。

私たちは今後も、助産学の教育・研究者の立場で、災害時の女性支援の在り方や避難所環境について検討を重ねていく。さらに、行政や女性支援の他団体とも協働しながら具体策を検討し、防災教育や災害発生時の女性支援につなげていきたいと考える。